令和８年９月30日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和８年台風第25号に伴う災害に係る災害救助法の適用について【第２報】

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第１条第１項第４号適用

令和８年台風第25号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、千葉県の15市８町１村、東京都の１町、神奈川県の２市※に災害救助法の適用を決定した。

※台風第25号で被災し、第26号により被害拡大の可能性が増大し、適用されたもの。

法適用市町村		法適用日（公示日）
千葉県（15市8町1村）	銚子市（ちょうしし）、木更津市（きさらづし）、野田市（のだし）、成田市（なりたし）、旭市（あさひし）、勝浦市（かつうらし）、流山市（ながれやまし）、鴨川市（かもがわし）、君津市（きみつし）、富津市（ふっつし）、袖ケ浦市（そでがうらし）、南房総市（みなみぼうそうし）、匝瑳市（そうさし）、香取市（かとりし）、いすみ市（いすみし）、栄町（さかえまち）、神崎町（こうざきまち）、横芝光町（よこしばひかりまち）、睦沢町（むつざわまち）、長生村（ちょうせいむら）、長南町（ちょうなんまち）、大多喜町（おおたきまち）、御宿町（おんじゅくまち）、鋸南町（きょなんまち）	９月20日（９月21日）
東京都（1町）	大島町（おおしままち）	９月21日（９月21日）
神奈川県（2市）	三浦市（みうらし）	９月20日（９月30日）
	横須賀市（よこすかし）	９月21日（９月30日）

【参考】災害救助法の概要　https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujo_gaiyou.pdf

○留意事項

令和8年8月 13 日からの大雨に伴う災害において、災害救助法の適用を決定した千葉県の市町については、令和8年台風第 25 号に伴う災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、令和8年台風第25号に伴う災害においても災害救助法が適用されているもの。

令和8年8月 13 日からの大雨に伴う法適用市町村		法適用日（公示日）
千葉県（21市4町）	千葉市（ちばし）、市川市（いちかわし）、船橋市（ふなばしし）、館山市（たてやまし）、松戸市（まつどし）、茂原市（もばらし）、佐倉市（さくらし）、東金市（とうがねし）、習志野市（ならしのし）、柏市（かしわし）、市原市（いちはらし）、八千代市（やちよし）、我孫子市（あびこし）、鎌ケ谷市（かまがやし）、四街道市（よつかいどうし）、八街市（やちまたし）、印西市（いんざいし）、白井市（しろいし）、大網白里市（おおあみしらさとし）、白子町（しらこまち）、長柄町（ながらまち）	８月13日（８月13日）
	富里市（とみさとし）、山武市（さんむし）、酒々井町（しすいまち）、九十九里町（くじゅうくりまち）	８月13日（８月14日）

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
藤田、光井、増田、阿部、白井、中村、石川、打矢、渡部
TEL　03-3503-9394（直通）